

魚沼市週休2日取得モデル工事（令和4年4月試行）実施要領【営繕工事】

1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当）^{※1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 週休2日（4週8休相当）とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

当初設計額が10,000千円以上の営繕工事で受注者が希望した工事を対象とする。工事着手前に受注者が週休2日に取り組む旨を発注者に協議し、4週6休～8休相当以上の現場閉所に取り組むものとする。

当初設計書では補正を行わず、現場閉所状況に応じて設計変更により増額変更する。

3 適用日

令和4年4月1日以降に入札の公告又は入札の通知を行う営繕工事に適用する。

4 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

(2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に試行対象工事とすることができる。

(例)現場条件（関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

5 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

【工事現場】

- (1) 原則、対象工事現場において、完全週休2日^{※2}の現場閉所を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。
- (2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週6休～8休相当以上）の現場閉所を確保するものとする。

※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

【技術者】

- (3) 対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日（4週8休相当）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

6 試行の流れ

(1) 工事発注時

- ア 発注者は「週休2日取得モデル工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。
- イ 設計書に「『週休2日取得モデル工事』（令和4年4月試行）特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

(3) 初回打合せ～実績確認

- ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表^{※3}（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。
 - ※ 工事現場は4週8休相当以上の計画を原則とするが、4週7休相当以上、又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とする。技術者は、4週8休相当以上の計画とする。
 - ※ 「週休2日取得モデル工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。
 - ※3 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないように、留意すること。
- イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。
- オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認でき

る様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

《【工事現場】の確認方法》

現場閉所実施日数(b) ≥ 実施対象期間(a)^{※4} から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間(a) × 6 ~ 8 / 28)

※4 実施対象期間(a)とは、現場着手日^{※5} から現場完了日^{※6}のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※7}を除いた期間をいう。

※5 現場着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日であり、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

※6 現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

※7 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記期間が含まれる。

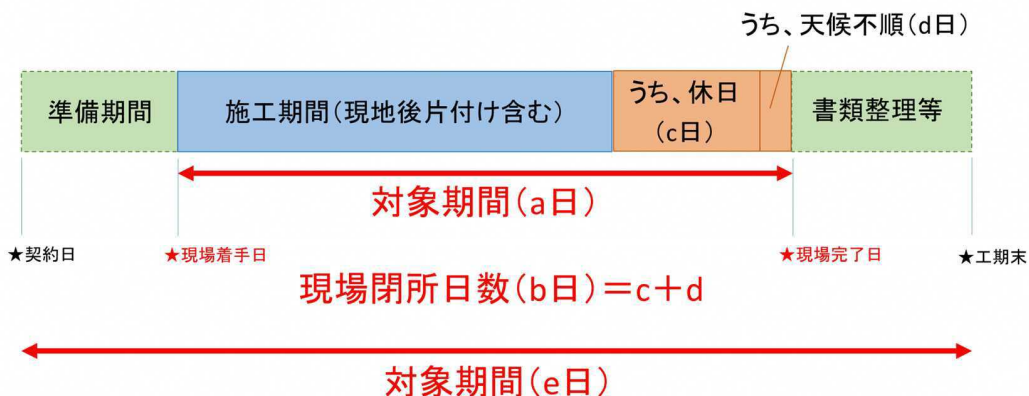
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

《【技術者】の確認方法》

対象者休日取得日数 ≥ 実施対象期間(e)^{※8} から算出される対象者休日日数
(= 実施対象期間(e) × 8 / 28)

※8 実施対象期間(e)とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※7}を除いた期間をいう。

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

《現場閉所（現場休息）の確認方法等》

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息等の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

②工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日取得モデル工事の見える化

受注者は、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(4) 設計変更

週休2日促進工事週休2日取得モデル工事において、以下の表に基づき、現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する（市場単価等の補正

率は、令和2年6月23日付け国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する)。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01

発注者は現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じて労務費を増額変更する。

(5) 竣工検査

- ア 受注者は、上記6(3)オで監督員に提出済みの「工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)」を竣工書類に添付する。
- イ 受注者は、アンケート様式に記入し、監督員に電子データを提出する。アンケート様式は魚沼市ホームページからダウンロードできる。

○魚沼市ホームページ

<https://www.city.uonuma.niigata.jp/docs/2020031300021/>

(6) 工事成績評定

魚沼市請負工事成績評定実施要領において評価する。

工事成績の評定対象とする工事は、最終請負金額が500万円以上の請負工事とする。現場閉所状況に応じて下記「工事成績の加点方法の一覧表」により評価する。

ア 発注者は、以下のように加点を行う。

※ 週休2日(4週8休相当)のみが加点対象となるため、留意すること。

- ① 工事現場が週休2日(4週8休相当)の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「工程管理項目」の“施工計画書に基づき休日確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。”を加点評価する。